

「やまぐち満ぷくプロモーション事業」グルメキャンペーン実施業務委託仕様書

1 委託業務名

「やまぐち満ぷくプロモーション事業」グルメキャンペーン実施業務

2 目的

旅行目的に欠かせない「食」に着目し、本県のご当地グルメをテーマにSNSを活用したグルメキャンペーン（以下、「キャンペーン」という。）を実施することで、観光消費の増加を図るとともに、ご当地グルメの認知拡大を図る。

3 業務の期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務概要

- (1) SNS（Instagram）を活用したキャンペーンの実施
- (2) キャンペーン参加店・宿（以下、「参加店・宿」という。）の募集等
- (3) PRツールやSNS広告等による広報
- (4) キャンペーンページの更新
- (5) キャンペーン参加者（以下、「参加者」という。）を増加させる工夫
- (6) キャンペーン当選者の抽選及び賞品の発送等
- (7) 事務局の設置・運営
- (8) その他付帯する業務

5 業務内容

- (1) SNS（Instagram）を活用したキャンペーンの実施

以下の概要をもとに、Instagramを活用したキャンペーンを企画・運営すること。なお、詳細は受託者決定後、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

【概要】

(実施期間)

令和8年10月1日～令和8年12月31日

(対象グルメ)

ふぐ料理、瓦そば、チキンチキンごぼう、くじら料理、長州チキンステーキ、長州海鮮まぶし、長州海鮮うにしゃぶ、美酒海鮮瓦焼きの8種類

(キャンペーン内容)

- ① 参加者が、参加店・宿が提供する対象グルメを食べる。
- ② 対象グルメの写真を撮り、写真と共に、対象グルメの感想並びに対象グルメ名、参加店・宿名及びキャンペーン独自のハッシュタグを参加者自身のInstagramアカウントに投稿する。
- ③ 参加者の中から抽選で賞品が当たる。

(2) 参加店・宿の募集等

①新規参加店・宿の募集

- ・参加店・宿の募集は、委託者と受託者が協力して行う。なお、店・宿から多数の応募があるように工夫すること。
- ・参加店・宿の応募受付・取りまとめについては、受託者が行うこと。
- ・応募方法（WEBフォームから応募等）は提案すること。
- ・キャンペーン期間中も応募を受け付けることとし、（4）のGoogleマイマップに随時追加すること。

②令和7年度の参加店・宿への周知等

- ・令和7年度の参加店・宿については、原則、今年度も参加店・宿とする。
- ・今年度のキャンペーン開始2週間前までに、令和7年度の参加店・宿に対して今年度のキャンペーン内容や今年度も参加店・宿として扱うことを知らせること。

③首都圏の新規参加店・宿の募集

- ・首都圏にある山口県ゆかりの店もキャンペーン対象とする予定であり、募集は委託者において実施予定である。受託者においては（3）のパンフレットやステッカー等の発送及び（4）のGoogleマイマップの作成を行うこと。

(3) PRツールやSNS広告等による広報

①パンフレット等の作成・発送

- ・キャンペーンのパンフレットを作成し、参加店・宿のほか、観光施設等に発送すること。
- ・パンフレットの内容は以下を想定しており、詳細は受託者決定後、委託者と受託者が協議のうえ決定する。なお、パンフレットの校正は2回以上行うこと。
- ・参加店・宿の情報は、以下のとおり一覧掲載（店・宿名、住所及び連絡先程度）を想定していることから、パンフレットの校正作業は、委託者と受託者が行う想定である。なお、掲載内容によっては店・宿への確認が必要となるが、その場合の作業方法は、委託者と受託者が協議して決定する。
- ・パンフレット以外に参加店・宿で掲示するPRツール等を提案・作成すること。

(規格)

- ・A5サイズ等の携帯しやすいサイズ
- ・中綴じ16ページ程度

(内容)

キャンペーン終了後もご当地グルメのパンフレットとして使用できるものとし、以下を掲載すること。

- ・対象グルメの簡単な紹介。
- ・参加店・宿の一覧（キャンペーン終了後も対象グルメの提供店・宿として紹介する）。
- ・表紙・裏表紙のうち1面をキャンペーン内容を紹介するデザイン、もう1面をご当地グルメパンフレットとして使用できるようなデザインとする。

②参加店・宿が掲示するステッカーの発送

- ・参加店・宿（令和7年度の参加店・宿を含む）に、委託者が所有する「対象グルメ毎のステッカー」を発送すること。なお、対象グルメ一つにつき1枚発送することとするが、参加店・宿から要望があった場合は、複数枚発送して構わない。
- ・8月末までに応募があった店・宿及び令和7年度の参加店・宿には、キャンペーン開始2週間前までを目途に発送することとし、以降は随時発送すること。
- ・ステッカーは、受託者決定後、委託者から受託者に引き渡す。

③SNS広告による広報

- ・SNS広告を使った効果的な広報を提案・実施すること。なお、SNS広告の実施にあたっては、委託者（山口県観光連盟）のアカウントを使用し、（4）のキャンペーンページをランディングページに設定すること。

（4）キャンペーンページの更新

- ・委託者（山口県観光連盟）が管理・運営するWEBサイト「おいでませ山口へ」内に令和7年度に作成した、以下の2つのページの更新に係る作業を行うこと。
- ・作成したページはキャンペーン終了後も、対象グルメ及び対象グルメの提供店・宿の紹介ページとして使用する予定であることに考慮すること。

（ページ）

- ・キャンペーン紹介ページ

https://yamaguchi-tourism.jp/event/detail_19714.html



- ・キャンペーン、参加店・宿、対象グルメ紹介ページ

<https://yamaguchi-tourism.jp/feature/manpuku-gourmet>



（作業内容）

- ・掲載する文章の原稿作成及び画像等の素材を用意すること。なお、ページの更新作業自体は委託者が行う。
- ・参加店・宿の掲載は、Googleマイマップの機能を使って掲載しているため、それを引き継いで参加店・宿の追加等の作業を行うこと。なお、作業に必要なマイマップのURL等は受託者決定後、委託者から受託者に通知する。
- ・首都圏の参加店・宿の掲載は、上記のマイマップとは別に新たにマイマップを作成すること。なお、本委託事業終了後も、委託者が編集可能なようにすること。

（5）参加者を増加させる工夫

- ・（3）のほかに参加者を増加させる工夫を提案すること。
- ・なお、広報手法の工夫に限らず、例えば参加者に対して（6）の賞品以外のインセンティブを与えるなど、幅広く検討すること。

（6）キャンペーン当選者の抽選及び賞品の発送等

- ・キャンペーン当選者の抽選及び賞品の提案・手配・発送を行うこと。

- ・賞品は山口県らしい賞品とすること。
※宿泊券等で、利用期限が来年度以降のものは不可。
※景品表示法に留意のうえ提案すること。
- ・賞品代の予算は、1当選者あたり4千円を限度、合計100千円程度とし、賞品の提案と併せて当選者数も提案すること。
- ・賞品の発送は令和9年2月末日までに完了させること。
- ・その他当選者の抽選及び賞品の発送等に係る全ての業務を行うこと。

(7) 事務局の設置・運営

- ・受託者は、本業務を円滑に遂行するため、業務全般を一元的に管理する事務局を設置し、業務を適正かつ確実に実行すること。
- ・事務局内に参加者及び参加店・宿からの問い合わせ窓口を設置すること。

(8) その他附帯する業務

- (1)～(7)以外で、キャンペーン実施に必要な業務を行うこと。

6 予算限度額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

7 成果物

本業務を完了したときは次の成果物を遅滞なく委託者に提出すること。

- (1) 業務完了報告書2部（業務完了報告書には以下の内容を掲載すること。）
 - ・キャンペーン参加人数（アカウント数）
 - ・参加店・宿の一覧及び数
 - ・対象グルメ毎の投稿数
 - ・参加店・宿毎の投稿数
 - ・SNS広告等の配信結果（表示回数、クリック率、クリック単価等）
- (2) 当該業務の遂行過程で取得、作成したデータ・資料等
- (3) 当該業務の遂行過程で制作したもの

8 契約に関する条件等

(1) 再委託

- ・受託者は、本業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることはできない。
- ・受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容等について事前に委託者に書面で提出し、承認を得ること。

(2) 権利の帰属等

- ・本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）、所有権、その他の一切の権利は、全て委託者に帰属するものとする。

- ・受託者は、委託者の承諾なしに本業務により制作された成果物及び資料を他に流用することはできないものとする。
- ・受託者は、著作権者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- ・委託業務により制作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、委託者が出願人となって費用を負担し、登録手続を行うものとする。

(3) 機密の保持

- ・受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。契約終了後も同様とする。

(4) 関係法令の遵守

- ・受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

(5) その他

- ・委託者の判断により、本業務を中止することとした場合は、中止が決定した日までに実施した業務（業務実施にかかる準備含む）を本委託業務の内容とし、その業務内容に要した経費を委託費とする。

9 その他

- ・本業務の達成に必要な一切の経費は、受託者の負担とする。
- ・本業務の履行のため、委託者が所持している写真、資料等は必要に応じて提供する。ただし、本業務以外の目的への使用や、第三者への提供はできない。
- ・受託者は、本業務を実施するにあたり、委託者と十分な調整を行うこと。
- ・本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- ・この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。